

運用 1（農地防災事業）

（目的及び趣旨）

第 1 農地防災事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 1 の第 1、第 2（2 の規定を除く。）及び第 3 から第 6 までの規定、別紙様式第 1 号から第 18 号まで、運用 1 別紙 1 及び運用 1 別紙 1 別表第 1（番号 1 から 5 までの欄を除く。）、運用 1 別紙 2 並びに運用 1 別紙 2 別記 1 及び別記 2、運用 1 別紙 3（第 6 の 2 の表の「奄美」欄及び「離島」欄を除く。）並びに運用 1 別紙 3 別記様式及びその別紙、運用 1 別紙 4、運用 1 別紙 4 別表 1 及び別表 2 並びに運用 1 別紙 4 別記様式及びその別紙並びに運用 1 別紙 5 並びに運用 1 別紙 5 別表 1、別紙様式第 1 号及び別紙様式第 2 号、運用 1 別紙 6、運用 1 別紙 7 及び運用 1 別紙 7 別記様式は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 1、第 5、運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (5) 及びⅤ. 2 並びに運用 1 別紙 4 の第 4 の 2 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1	農山漁村地域整備交付金	本交付金
	実施要綱第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて	交付要綱第 18 の 2 に定める実施要件確認に必要な資料として
	地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 3 の 3 及び 4、第 6 の 6、運用 1 別紙 2 の第 7 柱書き、運用 1 別紙 4 の第 5 柱書き、運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (2)、運用 1 別紙 6 の第 5 柱書き並びに運用 1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

別紙 7 の第 4 柱書き		
第 6 の 1	別紙 3 - 2	取扱い
別紙様式第 3 号	農政局名	内閣府沖縄総合事務局
運用 1 別紙 1 の I . 2 (1)	、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、	であって、
運用 1 別紙 1 の I . 2 (2) ア (ア) a	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上	特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール以上
運用 1 別紙 1 の II . 1 (1) カ a	振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う	において行う
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) ア a	400 ヘクタール	200 ヘクタール
	100 ヘクタール	60 ヘクタール
	以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの a の基準による	以上のもの
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) イ	ア以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 の II . 2 (3) ア (ア)	a 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による	a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

運用1別紙1のⅡ. 2(3)ア(イ)	(ア)以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの	(削除)
運用1別紙1のⅡ. 2(4)ア(ア)	a 受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)のaの基準による	a 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
運用1別紙1のⅡ. 2(4)ア(イ)	(ア)以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの	(削除)
運用1別紙1のⅡ. 2(5)	ア 都道府県が行うもの ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による (ア) a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの (イ) 総事業費がおおむね800万円以上のもの	ア (削除)
	イ ア以外のものが行うもの	ア 沖縄県以外のものを行うもの
運用1別紙1のⅢ. 2(1)アa	400ヘクタール(離島にあつては、受益面積がおおむね300ヘクタール)	400ヘクタール
運用1別紙1のⅣ. 2(1)ア(ウ)	北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上	(削除)
運用1別紙1のⅣ. 2(1)イ(ア)	10ヘクタール以上	10ヘクタール以上(ただし、離島等にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上

		で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ヘクタール以上)
運用1別紙1のIV.2(2)	特殊農地保全整備工事(受益面積がおおむね40ヘクタール(優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画(以下この運用1別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。)に基づいて行うもの)にあつては、おおむね20ヘクタール)以上の農地侵食防止工事(排除工事を除く。)と併せ行う場合に限る。)にあつては、次の基準による。(3)に掲げる場合を除く。)	特殊農地保全整備工事(農地侵食防止工事(排除工事を除く。))と併せ行う場合に限る。)にあつては、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの
運用1別紙1のIV.2(2)ア	30ヘクタール(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの)にあつては、おおむね20ヘクタール)	5ヘクタール
運用1別紙1のIV.2(2)イ	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね50ヘクタール(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの)にあつては、おおむね20ヘクタール)以上のもの	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね20ヘクタール(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの)にあつては、10ヘクタール)以上のもの。ただし、団体営事業にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。
	ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね30ヘクタール(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの)にあつては、おおむね20ヘクタール)以上のもの	ウ (削除)
運用1別紙1のIV.3	団体に限る。(北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体。)	団体に限る。
運用1別紙1のVの2(2)ア	都道府県営事業	県営事業
運用1別紙2の第6の2(3)ア(ア)	100ヘクタール(奄美諸島において行うもの)にあつては、おおむね60ヘクタール)	60ヘクタール

運用 1 別紙 2 の第 6 の 2 (3) ア(イ)	400 ヘクタール（奄美諸島において行 うものにあつては、おおむね 200 ヘク タール）	200 ヘクタール
運用 1 別紙 2 別記 2 の 1 (5)	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指 定された振興山村 (ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された離島振興対策実施地域 (エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された半島振興対策実施地域	(イ) 沖縄振興特別措置法 （平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定 する離島
運用 1 別紙 2 別記 2 の 3 (2) エ	運用 2（水質保全対策事業）	運用 2（水質保全対策事業） 第 2 において準用する農山 漁村地域整備交付金実施要 領運用 2
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (1)イ	1 億円以上のもの。ただし、奄美群島 及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）に あつては、5,000 万円以上のもの。	1 億円以上のもの。
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (2)イ	並びに離島及び奄美群島にあつては、	にあつては、
運用 1 別紙 3 第 5 の柱書き 及び運用 1 別 紙 5 第 6 の 3	地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
運用 1 別紙 3 第 6 の 1	運用 1	運用 1 第 2 において準用す る農山漁村地域整備交付金 実施要領別紙 3 - 1 の運用 1
運用 1 別紙 3 第 6 の 2 の表	注：「都道府県」には、離島（離島振 興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条 第 1 項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児 島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。） の区域は含まないものとする。	注：（削除）
運用 1 別紙 3 別記様式及び 運用 1 別紙 4	農林水産省農村振興局長 地方農政局 長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿

別記様式		
運用 1 別紙 4 第 4 の 1	(1) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号) に基 づく地震防災対策強化地域	(1) (削除)
運用 1 別紙 4 第 4 の 2 (1)	都道府県道	県道
運用 1 別紙 4 第 6 の 1	工事費及び効果促進事業	工事費
運用 1 別紙 5 第 3 の 1 (1) ア	(ア) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条に基づき 指定された地震防災対策強化地域	(ア) (削除)
	(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震に係る地震防災対策の推進に関 する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号) 第 3 条に基づき指定された 日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防 災対策推進地域	(ウ) (削除)
	(エ) 首都直下地震対策特別措置法(平 成 25 年法律第 88 号) 第 3 条に基づ き指定された首都直下地震緊急対 策区域	(エ) (削除)
	(オ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条に基づき指 定された豪雪地帯	(オ) (削除)
運用 1 別紙 5 第 5 の 2 (1) ウ (ア)	b 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた振興山村 c 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた離島振興対策実施地域 d 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた半島振興対策実施地域	b 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条 第 3 項に規定する離島
運用 1 別紙 5 別表 1 の留意 すべき事項 (5) ア	受益戸数は、おおむね 20 戸(北海道、 離島、沖縄県及び奄美群島にあっては 10 戸、集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。	受益戸数は、おおむね 10 戸 (集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。
運用 1 別紙 5 別紙様式第 2 号及び運用 1	地方農政局長 殿(北海道にあっては 農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局長 殿

別紙 7 別記様式		
運用 1 別紙 6 第 3 の 3	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表	別表 2
運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (1)	イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用別紙において「離島」という。） エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	イ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島 ウ （削除） エ （削除）
運用 1 別紙 6 第 4 の 2 (1)	カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 4 億円以上のもの キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 3 億円以上のもの	カ （削除） キ （削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地防災事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 農地防災事業実施要綱（昭和 40 年 12 月 24 日付け 40 農地 D 第 1829 号農林事務次官依命通知）、地域ため池総合整備事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2286 号農林水産事務次官依命通知）、農業用河川工作物応急対策等整備事業実施

要綱（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 構改D第 239 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設耐震対策事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2639 号農林水産事務次官依命通知）、農村災害対策整備事業実施要綱に基づき採択された地区、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林事務次官依命通知）別紙 1 の 1（1）キ、ク、ケ、コ、及びサに基づき実施してきた地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1 により移行された地区については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 13 の第 3 の規定に基づいて、平成 23 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）の第 3 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱又は要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に規定するため池等整備事業を平成 26 年度までに実施している地区については、なお従前の例による。